



平成 27 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社フジ  
代表者名 代表取締役社長 尾崎 英雄  
(コード：8278、東証第一部)  
問合せ先 専務取締役専務執行役員  
企画・開発本部長 佐伯 雅則  
(TEL. 089-922-8112)

会 社 名 株式会社ツルハホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 堀川 政司  
(コード：3391、東証第一部)  
問合せ先 取締役常務執行役員  
管理本部長 大船 正博  
(TEL. 011-783-2755)

### 株式会社レデイ薬局の株券等（証券コード 3027）に対する 公開買付けの開始及び資本業務提携に関するお知らせ

株式会社フジ（以下「フジ」といいます。）及び株式会社ツルハホールディングス（以下「ツルハHD」といい、フジ及びツルハHDを総称して「公開買付者ら」といいます。）は、平成 27 年 4 月 13 日開催のそれぞれの取締役会において、以下のとおり、フジとツルハHDとが共同して株式会社レデイ薬局（以下「レデイ薬局」または「対象者」といいます。）の株券等を公開買付けにより取得すること及び公開買付者らと対象者との間で資本業務提携契約（以下「本件提携契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 買付け等の目的等

##### (1) 公開買付けの概要

フジは、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の開設する市場である JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）3,697,500 株（所有割合（注）34.32%）を所有しており（当該フジが所有する対象者株式を、以下「フジ所有株式」といいます。）、対象者を持分法適用関連会社としておりません。

(注) 対象者が平成 27 年 4 月 13 日に公表した平成 27 年 2 月期決算短信〔日本基準〕（非連結）（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された平成 27 年 2 月 28 日現在の対象者の発行済普通株式総数（10,799,500 株）から対象者決算短信に記載された平成 27 年 2 月 28 日現在対象者が所有する自己株式数（25,053 株）を控除した株式数（10,774,447 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいい、以下、所有割合について同じとします。

公開買付者ら及び対象者は、平成 27 年 4 月 13 日付で本件提携契約を締結しており、公開買付者らは、本件提携契約に基づき、対象者の非上場化並びに対象者に対するフジの議決権保有比率を 49%及びツルハHDの議決権保有比率を 51%とするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、後述の本応募予定株主それぞれが所有する対象者株式の全て（ただし、本応募予定株主それぞれが所有する単元未

満株式を除きます。以下、後述の本応募予定株式において同じです。合計数 3,152,600 株（所有割合 29.26%）を取得することを目的として、フジとツルハHDとが共同して公開買付け（以下「本公開買付け」又は「第一回公開買付け」といいます。）を実施することを平成 27 年 4 月 13 日に開催されたそれぞれの取締役会において決定いたしました。

なお、公開買付者らは、対象者の代表取締役社長であり対象者の第 2 位株主である三橋信也氏、対象者の元取締役であり対象者の第 4 位株主である三橋鉄也氏、対象者の第 6 位株主である三橋ひろみ氏、対象者の第 9 位株主である三橋フジ子氏、対象者の第 20 位株主である三橋雄治氏、対象者の第 20 位株主である三橋彩子氏及び対象者の第 22 位株主である三橋郁子氏（三橋信也氏、三橋鉄也氏、三橋ひろみ氏、三橋フジ子氏、三橋雄治氏、三橋彩子氏及び三橋郁子氏を総称して、以下「本応募予定株主」といいます。）それぞれとの間で、平成 27 年 4 月 13 日付で公開買付応募契約（公開買付者らが本応募予定株主それぞれとの間で締結した公開買付応募契約を総称して、以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結し、本応募予定株主それぞれが所有する対象者株式の全てを第一回公開買付けに応募する旨の合意をしております。本日現在、本応募予定株主は、三橋信也氏が対象者株式 2,125,900 株（所有割合 19.73%）、三橋鉄也氏が対象者株式 577,700 株（所有割合 5.36%）、三橋ひろみ氏が対象者株式 228,000 株（所有割合 2.12%）、三橋フジ子氏が対象者株式 104,500 株（所有割合 0.97%）、三橋雄治氏が対象者株式 40,000 株（所有割合 0.37%）、三橋彩子氏が対象者株式 40,000 株（所有割合 0.37%）、三橋郁子氏が対象者株式 36,500 株（所有割合 0.34%）をそれぞれ所有し、その合計数は 3,152,600 株（所有割合 29.26%）になります（当該本応募予定株主それぞれが所有する対象者株式を合計したものを、以下「本応募予定株式」といいます。）。

公開買付者らは、本取引の第一段階として、本応募予定株式を取得するために第一回公開買付けを実施いたします。なお、本応募予定株主それぞれとの合意の詳細は、下記「(4) 公開買付者ら及び対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

第一回公開買付けにおいては、買付予定数の下限を本応募予定株式の数と同数の 3,152,600 株と設定しております。第一回公開買付けの応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者らは応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者らは対象者株式の非上場化を目的としておりますので、第一回公開買付けにおいては買付予定数の上限を設けておらず、第一回公開買付けの応募株券等の総数が買付予定数の下限以上となった場合には、公開買付者らは応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、公開買付者らは、対象者の非上場化並びに対象者に対するフジの議決権保有比率を 49%及びツルハHDの議決権保有比率を 51%とすることを目的としていることから、応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,152,600 株）以上、3,163,958 株以下の場合には、応募株券等の総数の 2 分の 1 ずつ（ただし、端数が生じた場合には、フジの買付予定数についてはこれを切り上げるものとし、ツルハHDの買付予定数についてはこれを切り捨てるものとします。）をフジとツルハHDがそれぞれ買付け等を行い、応募株券等の総数が 3,163,958 株を超えた場合には、応募株券等の総数のうち、1,581,979 株までについてはフジが買付け等を行い、それを超える数の応募株券等についてはその全てをツルハHDが買付け等を行います。

また、公開買付者らは、第一回公開買付けが成立した場合には、第一回公開買付けに係る決済後速やかに、本取引の第二段階として、対象者株式の全て（ただし、第一回公開買付けの結果、公開買付者らがそれぞれ所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として、ツルハHDが単独で公開買付者となり、公開買付け（以下「第二回公開買付け」といい、第一回公開買付け及び第二回公開買付けを総称して、以下「本件両公開買付け」といいます。）を開始することを予定しております。なお、本件提携契約に基づき、ツルハHDは、第一回公開買付けが成立したことを含む一定の前提条件（以下「本前提条件」といいます。）を充たす場合には、第一回公開買付けに係る決済後速やかに、第二回公開買付けを実施する義務を負っております。本前提条件の詳細については、下記「4. その他」の「(1) 公開買付者らと対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」の「③公開買付者ら及び対象者との間の本件提携契約の締結」をご参照ください。第二回公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「第二回公開買付価格」といいます。）は、第一回公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「第一回公開買付価格」といいます。）800 円に比べて 200 円（25.00%）高い 1,000 円を

予定しております。第二回公開買付価格の詳細は、下記「(5) 第二回公開買付けに関する事項」をご参照ください。対象者の株主の皆様（本応募予定株主を除きます。）には、第一回公開買付けが成立した場合には、これに続けて第二回公開買付けが実施される予定であることを踏まえ、いずれかの公開買付けに応募するか、いずれの公開買付けにも応募しないかをご判断いただくこととなります。なお、第二回公開買付けに下限を設定しますと第二回公開買付けが成立するかが不確実となるため、対象者の株主の皆様のご判断を容易にする観点から、第二回公開買付けには下限を設定しない予定です。なお、ツルハHDは、第一回公開買付けの決済が予定どおり平成27年5月25日に行われた場合には、第二回公開買付けを同年6月2日から開始することを予定しております。

公開買付者らは、対象者を非上場化する方針であり、公開買付者らが、本件両公開買付けにより、対象者株式の全て（フジ所有株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本件両公開買付けの成立後、速やかに、対象者に対し、下記「(7) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の一連の手続を実施することを要請する予定です。

対象者が平成27年4月13日に公表した「株式会社フジ及び株式会社ツルハホールディングスによる当社株式に対する共同公開買付けに関する意見表明及び資本業務提携のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者の取締役会は、平成27年4月13日、決議に参加した取締役の全員一致により、第一回公開買付けに関して、賛同の意見を表明すること、第一回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、対象者の株主の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。さらに、第一回公開買付けが成立した場合には、ツルハHDが単独で公開買付者となって、第一回公開買付けに係る決済後速やかに第一回公開買付価格よりも高い価格を買付け等の価格とする第二回公開買付けを実施する予定であることから、対象者の取締役会は平成27年4月13日時点においては、第二回公開買付けが実施された場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべきと考える旨を決議したとのことです。なお、対象者におけるかかる意思決定の過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

## (2) 本件両公開買付けの目的及び背景並びに本件両公開買付け後の経営方針

### ① 本件両公開買付けの目的及び背景

フジ及び対象者は、中四国エリアを地盤とする、より強固な体質・体力を持つ企業集団づくりを目的として、平成19年9月25日付で資本・業務提携に係る契約を締結し、フジは、同年12月10日付で対象者株式1,795株（同日現在の発行済株式総数に対する割合11.46%）を取得いたしました。その後、フジ及び対象者は、フジ及び対象者の更なる資本関係及び業務提携関係の強化を図るため、平成20年5月12日付で新たな資本業務提携契約を締結するとともに、フジの100%子会社であった株式会社メディコ・二十一（以下「メディコ21」といいます。）及び対象者が、メディコ21を対象者の完全子会社とする株式交換契約を同日付で締結しました。そして、当該株式交換の結果、平成20年9月1日付でメディコ21が対象者の完全子会社となり、あわせてフジが対象者株式5,600株を取得したため、フジは、対象者株式7,395株（同日現在の発行済株式総数に対する割合34.79%）を所有するに至りました。その後、対象者は、平成25年2月28日を基準日として、対象者株式を1株につき500株の割合をもって分割したため、本日現在、フジが所有する対象者株式の数は3,697,500株となっております。以上の経緯により、本日現在、フジは、対象者を持分法適用関連会社とする対象者の筆頭株主となっております。フジ並びにその子会社19社、関連会社2社及びその他の関係会社2社で構成されるフジグループは、経営ビジョン「中四国くらし密着ドミナント」のもと、「豊かなくらしづくり」と「地域社会発展への貢献」を実現すべく、グループ戦略を『中四国屈指の「豊かさ創造グループ」への躍進』とし、グループ全体の企業価値の最大化を目指し、フジグループ各社の有する経営資源を最大限に活用しながら、四国4県、広島県及び山口県において総合小売業、DVD・C

D・書籍の小売及びレンタル業、スーパーマーケット、自動車販売業、医薬品化粧品等小売業等の小売事業を主な事業とし、食品製造・加工販売業、飲食業、クレジットカード事業、総合フィットネスクラブ事業、青果卸売業、農業等の小売周辺事業に加え、一般旅行業、自動車賃貸業、介護サービス業、総合ビルメンテナンス業等様々な事業を有機的に組み合わせることにより、地域のお客様のくらしに密着した店舗及び事業集団の構築を推進しております。

また、ツルハHD並びに連結子会社 15 社及び非連結子会社 5 社で構成されるツルハグループは、お客様に健康で豊かな生活をご提供できるよう、「健康」と「美容」を通じて地域社会へ貢献する“日本一のドラッグストアチェーン”を目指し、全国展開によるネットワークの構築を進めており、現在、北海道から東北・関東・中部・関西・中国・四国・九州地区にかけて 1,377 店舗（平成 27 年 4 月 13 日現在）を展開しております。また、ツルハグループは、中期目標である「2019 年 5 月期 2,000 店舗、売上高 7,000 億円」を達成しさらに持続的かつ高い成長性を追求するために、ドミナントエリア戦略による店舗展開及び専門性と利便性の追究に取り組んでおります。具体的には、美と健康に関する高い専門性を生かしたカウンセリングサービスの充実及びプライベートブランド商品「M's one（エムズワン）」をはじめとする良質でお求めやすい商品の品揃えによる利便性の提供に努め、お客様から支持される店舗づくりに注力するとともに、資本業務提携やM&Aの積極的な推進を含めた多店舗展開を進めております。

一方、対象者は、昭和 34 年 7 月に愛媛県松山市で創業された後、順次出店エリアを拡大し、現在は四国 4 県と山口県、広島県、岡山県の中国エリアにおいて合計 200 店舗を超えるドラッグストア及び調剤薬局を展開しております。また、平成 18 年 3 月に株式会社ジャスダック証券取引所（現 JASDAQ）に株式を上場しました。対象者は、平成 19 年 9 月 25 日付で締結した資本・業務提携に係る契約及び平成 20 年 5 月 12 日付で締結した資本業務提携契約を通じ、フジとの提携関係強化を進めてきた結果、現状では、フジと不動産賃貸借や売上金集配委託等の取引関係があり、フジのグループ企業とも連携しながら業容の拡大を図っております。対象者は「すべてはお客様のために」を行動指針とし、お客様の「健康と美」を追求し、「喜びと感動と安心」を提供することこそ使命であると考え、単なる物販ではなく付加価値をお客様に感じていただけるよう営業を行っております。高齢化社会が進むなか、政府は医療費の抑制や健康寿命延伸の実現に向けセルフメディケーションの推進を行っており、地域におけるドラッグストアの役割は益々高まりつつあります。対象者では、医薬品に限らず、化粧品、日用雑貨及び健康食品も「治す」という性質をもった機能改善型商品と位置付けており、これらの販売に必要な相談ができる社員の教育を進めながら、かかりつけ薬局を目指しております。また、対象者は収益性を向上させながら成長を維持するために売場や店舗オペレーションの改善、システムの見直しによる効率化、競争力の高い新規出店の推進や調剤併設店の拡充に取り組んでおります。

昨今のドラッグストア業界は、企業の統合・再編の動きが強まっているほか、競合他社の出店や価格競争及び規制緩和による他業態との競合はさらに激化しており、経営環境は一層厳しさを増しております。一方で、少子高齢化が進む現在では、健康維持・増進や美容への関心がさらに高まり、セルフメディケーションの浸透を背景として、安心して相談ができる身近なドラッグストアへの期待は、より一層強くなるものと思われれます。

このような状況のもと、フジは、平成 25 年 10 月頃から、同社の財務アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）と「地域社会への貢献」と「豊かなくらしの推進」の実現のため、対象者の競争力をさらに強化する方策についての議論を深める中で、平成 25 年 12 月頃から、対象者とも協議を開始し、様々な選択肢を検討してまいりました。一方で、ツルハHDは、従来、中国地方においては鳥取県や島根県を中心基盤としておりましたが、平成 25 年 10 月 1 日、高知県のドラッグストア 15 店舗の買収をはじめ、平成 25 年 12 月 20 日には広島県を中心に中国地方で 140 店舗（当時）を展開する株式会社ハーティウォンツを子会社化し、続く平成 27 年 3 月 1 日には、広島県で展開するドラッグストア 5 店舗を買収する等、中国・四国地区の更なるドミナント化の推進により皆様に質の高いサービスを提供し、一層の営業基盤の強化を図ってまいりました。

フジは、フジ及び対象者それぞれの経営理念と経営戦略がツルハHDのそれと通じること、隣接地域で事業展開する状況に至ったこと、スケールメリットを活かした共同仕入やプライベートブランド商品の共同開発に加えて、効率的な店舗展開によるドミナント形成、有する資源を有効活用することによる経営の効率化等を通じた、各社の企業価値向上が見込めると考え、平成26年10月下旬から、ツルハHDと協議を開始し、業務提携や資本提携の可能性を検討してまいりました。

その後、公開買付者らは、複数回にわたり、公開買付者らを取り巻く事業環境及び経営課題の更なる相互理解及び両社の企業価値向上を目的とした長期成長戦略と諸施策について、協議・検討を進めてまいりました。かかる協議・検討を経た結果、公開買付者らは、対象者の長期的な成長性の拡大と収益力の向上の実現のためには、対象者が地域の豊かなくらしづくりと地域社会の発展に貢献していくフジグループの方針を維持しつつ、同時に、スケールメリットを活かした共同仕入、プライベートブランド商品の共同開発に加え、相互のノウハウや人材等経営資源を共有するなど、ツルハHDの経営手法を積極的に活用するべく、ツルハHDと対象者との強固な提携関係を構築した上で、各社の企業価値向上に向けた各施策を実行することが最善の方策である、という考えに至りました。

そして、公開買付者らは、上記の考えに基づき、更なる協議・検討を進めたところ、フジグループの方針を維持し、フジの中四国地区での信用度に基づく強みを活かした協業を深耕しつつ、ツルハHDの経営手法を積極的に活用するべく、ツルハHDと対象者との強固な提携関係を構築した上で、各社の企業価値向上に向けた上記各施策を実行していくためには、公開買付者らが対象者株式を全て取得し、迅速な意思決定を行うことが可能な経営体制を構築する必要があること、また、対象者の上場を維持したままで、上記各施策を実行した場合には、プライベートブランド商品の共同開発に向けた開発費用等、提携関係を構築するために必要な費用の支出も見込まれ、短期的には、対象者の株主の皆様にはマイナスの影響を及ぼす可能性も否定できないこと、などを踏まえると、公開買付者らが共同で対象者を非上場化することが、対象者の長期的な成長性の拡大と収益力の向上の実現、ひいては公開買付者ら及び対象者の企業価値向上のために最善の方策であるとの結論に至りました。

その後、公開買付者らは、平成26年10月末、対象者の代表取締役社長である三橋信也氏に対して、対象者を公開買付者らが共同で非上場化する可能性について非公式な打診を行い、対象者との間において、公開買付者らが共同で対象者を非上場化する可能性について協議及び検討を開始いたしました。

また、公開買付者らは、かかる協議及び検討と並行して、対象者を共同で非上場化する場合における両社の対象者に対する議決権保有比率について、協議及び検討を重ねていたところ、両社の対象者に対する議決権保有比率を同数とするよりも、ツルハHDの議決権保有比率をフジの議決権保有比率よりも高くし、対象者をツルハHDの連結子会社とすることで、ツルハHDの経営手法を積極的に活用しやすくなり、上記各施策をより一層効率的かつ実効的に実践することが期待でき、対象者の長期的な成長性の拡大と収益力の向上の実現、ひいては公開買付者ら及び対象者の企業価値向上に資するものであるという考えに至り、本取引後の対象者に対する議決権保有比率は、フジの議決権保有比率を49%及びツルハHDの議決権保有比率を51%とすることといたしました。

このような経緯を経て、公開買付者らは、平成26年12月中旬、対象者に対して、対象者の非上場化並びに対象者に対するフジの議決権保有比率を49%及びツルハHDの議決権保有比率を51%とすることに向けた取引の正式な提案を行いました。かかる提案の後、公開買付者らは、対象者との間で、対象者の非上場化並びに対象者に対するフジの議決権保有比率を49%及びツルハHDの議決権保有比率を51%とすることに向けた取引の内容、方法その他の条件等について、複数回にわたり協議・交渉を進めていたところ、三橋信也氏から、公開買付者らに対して、創業家一族としての責任に鑑み、公開買付者らにおいて本取引完了までに必要となる財務負担を軽減し、本取引完了後に各社の企業価値向上に向けた各施策を積極的に実行できるようにすることは、ひいては公開買付者ら及び対象者の企業価値向上に資するものであるとの考えから、対象者の少数株主に対する買付価格より低い価格でその保有する対象者株式を売却する意向である旨の申出がなされました。当該申出を受け、公開買付者らは、平成26年12月末、対象者に対して、対象者の非上場化並びに対象者に対するフジの議決権保有比率を49%及びツルハHDの議決権保有比率を51%とすることに向けた取引の内容として、本件両公開買付けを含む本取引の正式な提案を行いました。その後、公開買付者

らは、対象者との間で、それぞれの財務アドバイザー及び法務アドバイザーによるアドバイスを受けながら、本取引の意義・目的及び本取引後の経営方針を含め、本取引の実施の是非及び条件等について複数回にわたり協議・交渉を重ねました。また、平成27年2月中旬から3月中旬にかけて、公開買付者らが対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施しております。

こうした検討を経て、公開買付者らは、第一回公開買付けを実施することを平成27年4月13日に開催されたそれぞれの取締役会において決定いたしました。

なお、公開買付者らは共同の財務アドバイザーとして野村證券を起用し、フジは法務アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、ツルハHDは法務アドバイザーとして中村浅松法律事務所をそれぞれ起用しております。他方、対象者は、財務アドバイザーとして山田FAS株式会社（以下「山田FAS」といいます。）、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を起用しております。また、対象者は、平成27年3月3日、本件両公開買付け及び公開買付者らが対象者の発行済株式の全てを取得する手続（以下「スクイーズアウト」といいます。）を含む本取引に関する対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を担保し、意思決定の恣意性を排除する観点から、第一回公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引の実施に関して、対象者の取締役会が意見表明の決議（以下「本意見表明決議」といいます。）その他の意思決定を行う場合にそれらの参考意見を徴する目的で、第三者委員会を設置いたしました。なお、第三者委員会の詳細は、下記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②対象者における第三者委員会の設置及び意見の入手」をご参照ください。

## ② 本件両公開買付け後の経営方針

公開買付者らが、本件両公開買付けによって対象者株式の全て（ただし、フジ所有株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本件両公開買付けの成立後に、下記「(7) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の一連の手続を実施し、所定の手続を経て、対象者株式の非上場化を行う予定です。非上場化後の対象者は、ツルハHDの連結子会社としての経営体制に移行しますが、他方、公開買付者らは、対象者が今後も継続して発展していくためには、フジグループの方針を維持し、フジの中四国地区での信用度に基づく強みを活かした協業を深耕しつつ、ツルハHDの経営手法を積極的に活用する方針を確認する一方、対象者が有する現行の経営方針も一定程度尊重する必要があると考え、公開買付者ら及び対象者は、本件提携契約において、非上場化後の対象者の取締役選任に際しては、フジが1名、ツルハHDが2名をそれぞれ指名することができる旨を合意しております。

また、公開買付者ら及び対象者は、本件提携契約において、第一回公開買付けの決済の完了後、公開買付者らは、それぞれが指名する上記対象者の取締役が選任され、就任するまでの間、フジから1名、ツルハHDから2名をオブザーバーとして対象者の取締役会に出席させることができる旨を合意しております。本件提携契約の詳細については、下記「4. その他」の「(1) 公開買付者らと対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」の「③公開買付者ら及び対象者との間の本件提携契約の締結」をご参照ください。

なお、本日現在、対象者の取締役4名のうち1名（一ノ宮武文氏）及び監査役3名のうち1名（内島朝良氏）がフジグループの役員を兼務しておりますが、これらの兼任役員については、本件両公開買付け以降、少なくとも本取引完了までの間、引き続き、対象者の役員として、職務を遂行していただくことを予定しております。なお、対象者の取締役である三橋鉄也氏は平成27年3月31日付で対象者の取締役を辞任したとのことです。

また、現在の対象者の従業員の皆様についても、引き続き、対象者の事業運営の中核として事業の発展に尽力していただくことを予定しております。

## (3) 第一回公開買付け価格の決定

公開買付者らは、平成26年12月中旬以降、三橋信也氏を代表とする本応募予定株主との間で独立当事者間の交渉を行い、本応募予定株主は、本応募予定株主それぞれが所有する対象者株式の全て（三橋信也氏が対象者株式2,125,900株（所有割合19.73%）、三橋鉄也氏が対象者株式577,700株（所有割合5.36%）、三橋ひろみ氏が対象者株式228,000株（所有割合2.12%）、三橋フジ子氏が対象者株式104,500株（所有割合

0.97%)、三橋雄治氏が対象者株式 40,000 株 (所有割合 0.37%)、三橋彩子氏が対象者株式 40,000 株 (所有割合 0.37%)、三橋郁子氏が対象者株式 36,500 株 (所有割合 0.34%) をそれぞれ所有し、合計 3,152,600 株 (所有割合 29.26%) を 1 株当たり 800 円で売却することに合意しました。そこで、公開買付者らは第一回公開買付価格を対象者株式 1 株当たり 800 円としております。

公開買付者らは、第二回公開買付価格が第一回公開買付価格 800 円よりも 200 円 (25.00%) 高い 1,000 円であることから、第一回公開買付けでは、本応募予定株主のみが応募することを想定しておりますが、第一回公開買付けにおいて、本応募予定株主以外の対象者の株主の皆様が自らのご判断により、その保有する対象者株式を応募することが制限されているわけではありません。なお、第一回公開買付価格の決定の詳細については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」をご参照ください。

#### (4) 公開買付者ら及び対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者らは、上記「(1) 公開買付けの概要」に記載のとおり、本応募予定株主それぞれとの間で、平成 27 年 4 月 13 日付で、本公開買付応募契約を締結しております。

本公開買付応募契約において、本応募予定株主は、本応募予定株主それぞれが所有する対象者株式の全て (三橋信也氏が対象者株式 2,125,900 株 (所有割合 19.73%)、三橋鉄也氏が対象者株式 577,700 株 (所有割合 5.36%)、三橋ひろみ氏が対象者株式 228,000 株 (所有割合 2.12%)、三橋フジ子氏が対象者株式 104,500 株 (所有割合 0.97%)、三橋雄治氏が対象者株式 40,000 株 (所有割合 0.37%)、三橋彩子氏が対象者株式 40,000 株 (所有割合 0.37%)、三橋郁子氏が対象者株式 36,500 株 (所有割合 0.34%) をそれぞれ所有し、合計 3,152,600 株 (所有割合 29.26%) を第一回公開買付けに応募する旨を合意しております。

なお、かかる本応募予定株主の義務の履行は、①公開買付者らが適法に第一回公開買付けを開始しており、撤回されていないこと、②公開買付者らによる表明保証 (注 1) が重要な点において真実かつ正確であること、③公開買付者らについて本契約に定める義務 (注 2) の重大な違反が存在しないこと、④第一回公開買付けを制限又は禁止することを求めることを内容として司法・行政機関その他の権限ある機関 (以下「公的機関」といいます。) に対して提起された合理的に認められる可能性のある申立て、訴訟又は手続が係属しておらず、かつ、第一回公開買付けを制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は公的機関によるいかなる命令、処分もしくは裁判も存在していないこと、⑤第一回公開買付けに応募することが客観的に不可能となるような天変地異、市場環境の悪化又は法令等の改正がないことを前提条件としております。ただし、本応募予定株主は、その任意の裁量により、これらの前提条件を放棄することができる旨も併せて定められております。また、本公開買付応募契約において、本応募予定株主は、応募の撤回を行わないものとされています。

(注 1) 本公開買付応募契約において、公開買付者らは、本応募予定株主に対し、①公開買付者らの設立及び資格、②本公開買付応募契約締結及び同契約上の義務の履行に係る手続の履践、③本公開買付応募契約の有効性及び執行可能性、④法令等への違反の不存在、⑤公開買付者らが破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始その他類似の法的倒産手続開始の申立てをしていないこと等、⑥反社会的勢力への非該当並びに⑦第一回公開買付けに係る費用の支払いを適時に行うに足りる公開買付者らの十分な資力について、表明保証を行っております。

(注 2) 本公開買付応募契約において、公開買付者らは、第一回公開買付けの実施義務、公開買付者らによる表明保証又は本公開買付応募契約上の義務の違反が生じた場合における通知義務及び補償義務、未公表の重要事実等を認識した場合における通知及びその内容の取扱いに係る協議義務、秘密保持義務、プレスリリースの内容等に関する事前協議義務、契約に関連して発生する費用等の負担義務並びに契約上の権利義務及び契約の当事者の地位の譲渡禁止義務を負っております。

#### (5) 第二回公開買付けに関する事項

##### ① 第二回公開買付けの概要

上記「(1) 公開買付けの概要」において述べたとおり、公開買付者らは、第一回公開買付けが成立した場合には、第一回公開買付けに係る決済後速やかに、対象者株式の全て (ただし、第一回公開買付けの結果、公開買付者らがそれぞれ所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。) を取得すること

を目的として、ツルハHDが単独で公開買付者となり、第二回公開買付けを実施することを予定しております。また、第二回公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しない予定であるため、ツルハHDは、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、本件提携契約に基づき、ツルハHDは、本前提条件を充たす場合には、第一回公開買付けに係る決済後速やかに、第二回公開買付けを実施する義務を負っております。本前提条件の詳細については、下記「4. その他」の「(1) 公開買付者らと対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」の「(3) 公開買付者ら及び対象者との間の本件提携契約の締結」をご参照ください。

第二回公開買付けの買付け等の期間（以下「第二回公開買付期間」といいます。）は平成27年6月2日から平成27年7月13日まで（30営業日）とする予定です。ただし、公開買付者らは、第一回公開買付けの買付け等の期間（以下「第一回公開買付期間」又は単に「公開買付期間」といいます。）のやむを得ない延長その他これに準ずるやむを得ない事由が生じた場合には、第二回公開買付けの開始の延期又は第二回公開買付期間の変更（ただし、第二回公開買付期間は30営業日を下回らないものとします。）を行う可能性があります。この場合、公開買付者らは、実務上合理的に可能な範囲内で速やかに、ツルハHDによる第二回公開買付けを開始する予定です。

なお、第一回公開買付けが成立しなかった場合には、第二回公開買付けは実施されません。

第二回公開買付けは、本応募予定株主以外の対象者の株主の皆様へ、第一回公開買付価格800円よりも200円（25.00%）高く、また、公開買付者らが第一回公開買付けの公表日の前営業日である平成27年4月10日のJASDAQにおける対象者株式の終値570円に対して第一回公開買付価格よりも高い水準のプレミアムが付された価格で、対象者株式をツルハHDに対して売却する機会を提供するものです。公開買付者らは、第二回公開買付けによって、残りの対象者株式の全て（ただし、第一回公開買付けの結果、公開買付者らがそれぞれ所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的としています。

## ② 二段階公開買付けを実施する理由

下記「③第一回公開買付価格及び第二回公開買付価格が異なる理由」に記載のとおり、本取引においては、本応募予定株主から、本応募予定株主が受け取る対象者株式1株当たりの対価が他の対象者の株主の皆様よりも低くなることのご理解を得ておりますが、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）上、一つの公開買付けにおいて同一種類の株式に対して異なる買付け等の価格を設定することは、許容されておられません。

このため、公開買付者らは、二段階で、公開買付けを実施することとし、第一段階として、本応募予定株式を第二回公開買付価格より低い価格にて取得することを目的として、フジ及びツルハHDが共同して公開買付者となり、第一回公開買付けを実施し、これに続けて、第二段階として、残りの対象者株式の全て（ただし、第一回公開買付けの結果、公開買付者らがそれぞれ所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を他の対象者の株主の皆様から第一回公開買付価格より高い価格にて取得することを目的として、ツルハHDが単独で公開買付者となり、第二回公開買付けを実施することとしました。

なお、公開買付者らは、本応募予定株主から第二回公開買付価格よりも低い第一回公開買付価格で本応募予定株式を取得することができることを前提に、本取引を実施することを企図していることから、本応募予定株主から第一回公開買付価格で本応募予定株式を取得することの確実性を確保するために、まずは本応募予定株式を取得することを目的として第一回公開買付けを実施し、その後、本応募予定株主以外の対象者の株主の皆様からその所有する対象者株式を第一回公開買付価格より高い価格にて取得することを目的として第二回公開買付けを実施することとしています。

## ③ 第一回公開買付価格及び第二回公開買付価格が異なる理由

公開買付者らは、対象者株式の全て（ただし、フジ所有株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。公開買付者らは、本応募予定株主との間で、本応募予定株式を取得することについて複数回にわたり協議・交渉し、対象者株式1株当たり800円の第一回公開買付価格にて取得することで合意いたしました。また、公開買付者らは、かかる第一回公開買付価格に係る交渉と並行



して、本応募予定株主以外の対象者の株主の皆様、公開買付者らが第一回公開買付けの公表日の前営業日である平成27年4月10日のJASDAQにおける対象者株式の終値570円に対して第一回公開買付価格よりも高い水準のプレミアムを付した価格で、対象者株式を売却する機会を提供することを目的として、対象者との間で、複数回にわたり、これらの対象者の株主の皆様が所有する対象者株式を、第一回公開買付価格よりも高い価格にて取得することについて協議・交渉を重ねました。その上で、公開買付者らは、下記「④ 第二回公開買付価格の決定」に記載のとおり、野村証券から平成27年4月13日に取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「公開買付者ら株式価値算定書」といいます。）の算定結果に加え、公開買付者らにおいて実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本件両公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の直近1ヶ月間における市場株価の動向及び第二回公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、上記対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成27年4月13日開催の取締役会において、第二回公開買付価格を1株当たり1,000円とすることを決定し、合意いたしました。第一回公開買付価格及び第二回公開買付価格が異なるのは、このように、公開買付者らが別々の相手方との間で、異なる目的をもって行った協議・交渉を経て決められた価格であること、及び本応募予定株主が創業家一族としての責任に鑑み、公開買付者らにおいて本取引完了までに必要となる財務負担を軽減し、本取引完了後に各社の企業価値向上に向けた各施策を積極的に実行できるようにすることは、ひいては公開買付者ら及び対象者の企業価値向上に資するものであるとの考えから、対象者の少数株主に対する買付価格より低い価格でその保有する対象者株式を売却する意向を有しており、本応募予定株主が受け取る対象者株式1株当たりの対価が他の対象者の株主の皆様よりも低くなることを本応募予定株主が了解したことによるものです。

#### ④ 第二回公開買付価格の決定

公開買付者らは、第二回公開買付価格の決定にあたり、公開買付者ら及び対象者から独立した第三者算定機関である野村証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村証券は公開買付者ら及び対象者の関連当事者には該当せず、本件両公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

野村証券は、第二回公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者らは野村証券から平成27年4月13日に公開買付者ら株式価値算定書を取得いたしました。なお、公開買付者らは野村証券から、第二回公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、野村証券は、第一回公開買付価格については意見を求められておらず、一切分析を行っておりません。

公開買付者ら株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法	：	558円～574円
類似会社比較法	：	553円～1,453円
DCF法	：	717円～1,248円

市場株価平均法では、平成27年4月10日を算定基準日（以下「本基準日」といいます。）として、対象者株式のJASDAQにおける本基準日終値570円、直近5営業日の終値単純平均値568円（小数点以下四捨五入。以下、市場株価の終値単純平均値の計算において同様です。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値567円、直近3ヶ月間の終値単純平均値574円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値558円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、558円から574円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、553円から1,453円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成28年2月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、

717 円から 1,248 円までと分析しております。なお、DCF 法による分析に用いた対象者の業績見込みにおいて大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。

公開買付者らは、野村證券から取得した公開買付者ら株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者らにおいて実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本件両公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の直近 1 ヶ月間における市場株価の動向及び第二回公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成 27 年 4 月 13 日開催の取締役会において、第二回公開買付け価格を 1 株当たり 1,000 円とすることを決定し、合意いたしました。

なお、第二回公開買付け価格である対象者株式 1 株当たり 1,000 円は、第一回公開買付けの公表日の前営業日である平成 27 年 4 月 10 日の対象者株式の JASDAQ における終値 570 円に対して 75.44%（小数点以下第三位を四捨五入。プレミアムの算出において、以下同じです。）、平成 27 年 4 月 10 日までの直近 1 ヶ月の終値単純平均値 567 円に対して 76.37%、平成 27 年 4 月 10 日までの直近 3 ヶ月の終値単純平均値 574 円に対して 74.22%及び平成 27 年 4 月 10 日までの直近 6 ヶ月の終値単純平均値 558 円に対して 79.21%のプレミアムを加えた金額となります。

#### （6）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において対象者は公開買付者らの子会社ではなく、第一回公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、公開買付者ら及び対象者は、フジが対象者株式 3,697,500 株（所有割合 34.32%）を所有して対象者を持分法適用関連会社としていること、対象者の取締役 4 名のうち 1 名（一ノ宮武文氏）及び監査役 3 名のうち 1 名（内島朝良氏）がフジグループの役員を兼務していること、第二回公開買付け実施時には、フジとツルハHDが合算して対象者株式の過半数を所有するに至る可能性が高く構造的な利益相反の問題が生じ得ることを考慮し、本件両公開買付けの公正性の担保、本件両公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、主として以下の①乃至⑤のような本件両公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

##### ① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者の取締役会は、公開買付者らから提示された第二回公開買付け価格を検討し、第二回公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、対象者及び公開買付者らから独立した第三者算定機関である山田 F A S に対象者株式の株式価値の算定を依頼し、平成 27 年 4 月 10 日付で対象者株式価値に関する株式価値算定書（以下「対象者算定書」といいます。）を取得いたしました。山田 F A S は、対象者又は公開買付者らの関連当事者には該当せず、本件両公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。なお、対象者は、山田 F A S から第二回公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

山田 F A S は、対象者株式の株式価値を算定するに当たり、対象者から事業の現状及び将来の事業計画等の開示を得るとともに、それらに関する説明を受け、対象者の株式価値を分析しております。山田 F A S は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて、対象者株式の株式価値を算定しています。当該手法に基づいて算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法	: 558 円～ 574 円
類似会社比較法	: 853 円～ 1,002 円
DCF 法	: 794 円～ 1,044 円

市場株価法は、多くの投資家が企業の将来性、収益力、財産価値等の多様な要素を勘案して市場で

取引を行うことによって形成される客観性の高い市場株価を基礎として株式価値を算定する手法であり、上場会社の株式価値を表す適切な指標であると考えられることから、山田FASは市場株価法を採用することとし、市場株価法では、平成27年4月10日を基準日として、JASDAQにおける対象者株式の基準日終値570円、直近1ヶ月間の終値単純平均値567円、直近3ヶ月間の終値単純平均値574円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値558円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を558円から574円までと分析しております。

類似会社比較法は、評価対象会社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、評価対象会社の株式価値を算定する手法であり、当該手法は市場で取引されている類似上場会社株式との相対的な評価アプローチであるため一定の客観性を備えていると考えられることから、山田FASは類似会社比較法を採用することとし、類似会社比較法では、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を853円から1,002円までと分析しております。

DCF法は、企業が将来の一定期間に獲得するであろうフリー・キャッシュ・フローを、リスクを考慮した適切な割引率によって現在価値に還元したものを事業価値とし、これに事業外資産や有利子負債等を考慮することにより企業価値及び株式価値を算定する手法であり、継続企業の評価においては最も理論的であるといわれていることから、山田FASはDCF法を採用することとし、DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成28年2月期以降に対象者が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を794円から1,044円までと分析しております。

なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込みにおいては大幅な増減益を見込んでおりません。また、DCF法による算定の基礎となる事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、したがって、本取引実行後の各種施策の効果等を考慮しておりません。

## ② 対象者における第三者委員会の設置及び意見の入手

対象者は、本件両公開買付け及びスクイーズアウトを含む本取引に関する対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を担保し、意思決定の恣意性を排除する観点から、第一回公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引の実施に関して、対象者の取締役会が本意見表明決議その他の意思決定を行う場合にそれらの参考意見を徴する目的で、対象者及び公開買付者らから独立性を有する、山口直樹氏（対象者社外監査役、独立役員）、長谷川臣介氏（公認会計士、長谷川公認会計士事務所）及び高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）の3名から構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対し、(a)本取引は対象者の企業価値向上に資するか、(b)本取引の取引条件の公正性が確保されているか、(c)本取引において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d)本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものでないか（以下「本件諮問事項」といいます。）について諮問したとのことです。なお、対象者は、当初から上記の3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。

第三者委員会は、平成27年3月3日から平成27年4月8日までの間、合計で4回開催され、本件諮問事項について検討を行いました。第三者委員会は、本件諮問事項の検討にあたり、対象者から、対象者より提出された各資料に基づき、公開買付者らの提案内容、本取引の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。また、第三者委員会は、公開買付者らから、本取引の目的・意義、本取引完了後の対象者の経営体制・事業運営についての方針、本取引が対象者の事業計画・中期経営計画に影響を与え得る諸要因の具体的な内容、計画等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。さらに、第三者委員会は、対象者から、対象者の事業計画について説明を受け、質疑応答を行うとともに、山田FASから、同社が対象者に対して提出した対象者算定書に基づき、対象者の株式価値の分析に関する説明を受け、質疑応答を行いました。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成27年4月10日に、対象者の取締役会に対して、(i)本取引の目的は対象者の企業価値向上を目指したものであるということができ、加えて、対象者においては、公開買付者らから提案・説明を

受けた対象者の今後の成長計画等についての具体的な検討・評価を踏まえ、本取引の必要性及びメリットの検討を行っていること、また対象者及び公開買付者らから説明を受けた対象者の事業計画及び成長計画並びにスクイーズアウト後の運営体制等については、いずれも不合理なものとは認められないことから、本件両公開買付け及びスクイーズアウトは対象者の企業価値向上に資するであろうと考えられること、(ii) 対象者は、本取引の取引条件、とりわけ第二回公開買付価格の公正性を確保すべく、その検討・判断を行うに当たり、対象者株式価値算定のための独立の第三者算定機関を起用・選任し、当該第三者算定機関から対象者算定書を取得した上で、対象者算定書を参考としており、その上で、(a) 当該第三者算定機関作成の対象者算定書の結論に至る計算過程について、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられること、(b) また対象者算定書を基礎として対象者においても本取引の必要性及びメリット等を考慮した上で第二回公開買付価格の検討を行ってきたこと、(c) 最終的に取締役会決議を予定している第二回公開買付価格についても相応のプレミアムが付された価格といえる他特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられることから、これら対象者における対応は、本件両公開買付けの取引条件、とりわけ第二回公開買付価格の公正性を確保し、またこれらに関する対象者の判断・意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性があるものと思料されること、並びにスクイーズアウトの取引条件に関しても、今後特段の事情が無い限り、第二回公開買付価格と同一の価格を基準として算定、決定するとの説明を受けており、スクイーズアウトは、本件両公開買付けの後、本件両公開買付けに続けて行われることが予定されているもの（いわゆる二段階買収としての手続）であるところ、時間的に近接した両手続における取引条件を同一のものとするについては、合理性が認められるものと考えられること、その上で、上記のとおり本件両公開買付けの取引条件、とりわけ第二回公開買付価格の公正性確保、またこれらに関する対象者の判断・意思決定の過程から恣意性を排除するための方法についてはいずれも合理性・相当性が認められると考えられることから、スクイーズアウトの取引条件に関してもその公正性が確保されているものと思料されること、(iii) 対象者は、上記「① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」、下記「③ 対象者における独立した法律事務所からの助言」及び下記「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の体制・状況並びに本件両公開買付け及びスクイーズアウトが支配株主等との取引に該当し、より慎重に取引条件の妥当性・公正性を担保する必要があるとの認識のもと、対象者は、公開買付者らに対して少数株主の利益に十分配慮した取引条件を要請し、その妥当性・公正性等の検証も重ねた上で、公開買付者らと第二回公開買付価格を含む本件両公開買付け及びスクイーズアウトの取引条件について合意するに至ったこと、これらの点を含め、本取引の対応及び検討に向けた過程の中で、対象者の株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、また本件両公開買付けの取引条件、とりわけ第二回公開買付価格の公正性の担保、またスクイーズアウトの取引条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じた対象者の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること、(iv) 上記(i)乃至(iii)までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は現時点において特段見当たらないことから、(a) 本取引は対象者の企業価値向上に資すること、(b) 本取引の取引条件の公正性は確保されていること、(c) 本取引において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされていること、及び(d) 本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出しております。

### ③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本件両公開買付けを含む本取引に係る対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者及び公開買付者らから独立した法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本件両公開買付けに関する意見表明についての意思決定過程、意思決定方法その他本取引を実施するにあたっての留意点について法的助言を受けております。

- ④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、平成 27 年 4 月 13 日開催の対象者の取締役会において、本取引は、(i) ツルハグループの高い商品調達力や商品開発力及びローコスト・オペレーションの仕組みの活用並びに物流網の再構築や情報システムの統一化により収益力の向上が見込まれること、(ii) ツルハグループと協働することにより、物流機能の効率化や中四国エリアにおけるツルハグループとの一体的な店舗展開、新規事業に関するノウハウの蓄積が可能となること、(iii) 企業グループの安定性向上により社員の士気が高まるとともに、企業魅力度の向上により必要な人員の確保が容易となること、(iv) これらの施策を通じた店舗網の拡充により、地域におけるセルフメディケーションへの関わりを通じて喜んでいただけるお客様を増やすことが可能であること、(v) 上記の施策を効果的に実行するためには迅速な意思決定を行うことが可能な経営体制を構築する必要があること、(vi) プライベートブランド商品の共同開発に向けた開発費用等、提携関係を構築するために必要な費用の支出により予想される短期的な株価への影響にとらわれず、株主の支援に基づき中長期的な事業の成長を追求できることから、対象者の企業価値の向上を実現するために最善の方策であると判断しました。

また、第一回公開買付価格については、(i) 本応募予定株主と公開買付者らとの交渉により同人らの間で合意したものであり、第一回公開買付けは本応募予定株主のみが応募することが想定される一方で一般株主の皆様による応募は想定されていないこと、(ii) 一般株主の皆様のために、第一回公開買付けの後速やかに第一回公開買付価格よりも高い価格を買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であること等を踏まえ、第一回公開買付価格の妥当性については対象者としての判断を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かは株主の皆様判断に委ねるのが妥当であると判断しました。第二回公開買付価格については、(i) 本基準日の JASDAQ における対象者株式の終値 570 円に対して 75.44%、本基準日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 567 円に対して 76.37%、本基準日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 574 円に対して 74.22%、本基準日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 558 円に対して 79.21%のプレミアムを加えた金額となっていること、(ii) 第二回公開買付価格は、本応募予定株主が応募する予定である第一回公開買付けにおける第一回公開買付価格よりも 200 円 (25.00%) 高い金額であること、(iii) 「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、一般株主の皆様利益への配慮がなされていると認められること、及び(iv) 上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、対象者と公開買付者らの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であることから、(i) から(iv) までを踏まえ、平成 27 年 4 月 13 日時点においては、第二回公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであり、応募を推奨すべきであると判断しました。

対象者は、平成 27 年 4 月 13 日開催の取締役会において、以上の各判断に基づき、上記「(1) 公開買付けの概要」に記載の内容の決議を行いました。当該取締役会においては、対象者の取締役のうち、一ノ宮武文氏がフジの取締役を兼任していること、及び三橋信也氏が公開買付者らとの間で、その所有する対象者株式 2,125,900 株 (所有割合 19.73%) について第一回公開買付けに応募する旨の応募契約を締結していることに鑑み、二段階の決議を行うこととし、利益相反の疑いを回避する観点から、まず、一ノ宮武文氏及び三橋信也氏以外の 2 名の取締役において審議のうえ、その全員一致で、(a) 第一回公開買付けに関して、賛同の意見を表明すること、第一回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、対象者の株主の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねること、及び(b) 第一回公開買付けが成立した場合には、ツルハHDが単独で公開買付者となって、第一回公開買付けに係る決済後速やかに第一回公開買付価格よりも高い価格を買付け等の価格とする第二回公開買付けを実施する予定であることから、平成 27 年 4 月 13 日時点においては、第二回公開買付けが実施された場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきと考える旨の決議をそれぞれ行った後、更に、会社法第 369 条に定める取締役会の定足数を考慮し、一ノ宮武文氏及び三

橋信也氏を加えた対象者の全ての取締役にて改めて審議し、その全員一致で上記意見を表明する旨の決議を行いました。また、対象者の監査役3名のうち、フジの子会社である株式会社フジ・カードサービスの監査役を兼任する内島朝良氏は、本件両公開買付けの公正性を担保する観点から、上記取締役会に出席しておらず、上記取締役会には、同監査役を除く対象者の監査役2名が出席し、対象者の取締役会が上記の意見表明を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者らは、第一回公開買付期間については、21 営業日を設定しております。第一回公開買付期間は比較的短期間ですが、これは、第一回公開買付けは本応募予定株主のみが応募することが想定される一方で対象者の他の株主の皆様による応募は想定されていないためであり、対象者の他の株主の皆様の本件両公開買付けに対する応募について適切な判断機会を奪うものではなく、対象者株式について公開買付者ら以外の者による対抗的な買付け等を行う機会を奪うものでもありません。公開買付者らは、第二回公開買付期間については、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い 30 営業日に設定することを予定しております。公開買付者らは、第一回公開買付けと同時にツルハHDが単独で公開買付者となる第二回公開買付けの実施を公表し、かつ、第二回公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の他の株主の皆様の本件両公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者ら以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本件両公開買付けの公正性を担保することを企図しております。公開買付者らは、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを過度に制限するような内容の合意を行っておりません。

(7) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者らは、上記「(1) 公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を非上場化する方針であり、本件両公開買付けにより、公開買付者らが対象者株式の全て（ただし、フジ所有株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者らは、本件両公開買付けの成立後、速やかに（現時点では平成 27 年 11 月頃を目途としております。）、以下の一連の手続を実施することにより、公開買付者らが対象者の発行済株式の全てを取得すること（スクイーズアウト）を予定しており、公開買付者ら及び対象者は、本件提携契約において、その旨を合意しております。

具体的には、本件両公開買付けが成立した後に、対象者は、本件提携契約に基づき、①対象者が会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社となるために、対象者において普通株式とは別個の種類の株式を発行できる旨の定めを置くことを内容とする定款の一部変更を行うこと、②上記①による変更後の対象者の定款の一部を更に変更して、対象者株式の全てに全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと及び③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類の対象者の株式を交付すること（ただし、当該別個の種類の対象者の株式について上場申請は行わない予定です。）のそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催する予定です。

また、本株主総会において上記①の議案についてご承認いただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は、会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記②に係る定款の一部変更の効力を発生させるためには、会社法第 111 条第 2 項 1 号に基づき、本株主総会の上記②の議案に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる対象者株式を所有する対象者の株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、対象者は、本件提携契約に基づき、本株主総会の開催日と同日に、上記②に係る定款の一部変更を行うことを付議議案に含む種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を開催する予定です。



また、この場合における具体的な手続については、公開買付者らと対象者が協議の上、決定次第速やかに開示する予定です。

(注) 会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）施行後の会社法をいいます。以下同じです。  
 なお、会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 27 年政令第 16 号）によれば、会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）は平成 27 年 5 月 1 日に施行される予定です。

なお、本件両公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本件両公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任において税務専門家にご確認ください。

#### (8) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、JASDAQに上場されております。公開買付者らは第一回公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、第一回公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。公開買付者らは第二回公開買付けにおいても買付予定数に上限は設定しない予定ですので、第二回公開買付けの結果次第で、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、第二回公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、上記「(7) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の各手続を実施した場合には、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社レデイ薬局																				
② 所 在 地	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番 37 号																				
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 三橋 信也																				
④ 事 業 内 容	医薬品・健康志向食品・化粧品及び日用雑貨・食品等を販売するドラッグストア及び処方箋調剤を行う調剤薬局の経営																				
⑤ 資 本 金	598,641 千円（平成 26 年 11 月 30 日現在）																				
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 43 年 7 月 22 日																				
⑦ 大株主及び持株比率 （平成 26 年 8 月 31 日 現在）	<table border="1"> <tr> <td>株式会社フジ</td> <td>34.23%</td> </tr> <tr> <td>三橋 信也</td> <td>19.68%</td> </tr> <tr> <td>レデイ薬局取引先持株会</td> <td>6.61%</td> </tr> <tr> <td>三橋 鉄也</td> <td>5.34%</td> </tr> <tr> <td>株式会社四国銀行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）</td> <td>2.31%</td> </tr> <tr> <td>三橋 ひろみ</td> <td>2.10%</td> </tr> <tr> <td>レデイ薬局従業員持株会</td> <td>1.80%</td> </tr> <tr> <td>株式会社伊予銀行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）</td> <td>1.38%</td> </tr> <tr> <td>三橋 フジ子</td> <td>0.96%</td> </tr> <tr> <td>三橋 孝裕</td> <td>0.84%</td> </tr> </table>	株式会社フジ	34.23%	三橋 信也	19.68%	レデイ薬局取引先持株会	6.61%	三橋 鉄也	5.34%	株式会社四国銀行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	2.31%	三橋 ひろみ	2.10%	レデイ薬局従業員持株会	1.80%	株式会社伊予銀行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	1.38%	三橋 フジ子	0.96%	三橋 孝裕	0.84%
株式会社フジ	34.23%																				
三橋 信也	19.68%																				
レデイ薬局取引先持株会	6.61%																				
三橋 鉄也	5.34%																				
株式会社四国銀行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	2.31%																				
三橋 ひろみ	2.10%																				
レデイ薬局従業員持株会	1.80%																				
株式会社伊予銀行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	1.38%																				
三橋 フジ子	0.96%																				
三橋 孝裕	0.84%																				
⑧ 上場会社と対象者の関係	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td>フジは対象者株式 3,697,500 株（所有割合 34.32%）を所有しております。また、ツルハHDと対象者との間には資本関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td>フジの取締役 1 名が対象者の取締役を兼務しております。また、フジの子会社の監査役 1 名が対象者の監査役を兼務しております。なお、ツルハH</td> </tr> </table>	資 本 関 係	フジは対象者株式 3,697,500 株（所有割合 34.32%）を所有しております。また、ツルハHDと対象者との間には資本関係はありません。	人 的 関 係	フジの取締役 1 名が対象者の取締役を兼務しております。また、フジの子会社の監査役 1 名が対象者の監査役を兼務しております。なお、ツルハH																
資 本 関 係	フジは対象者株式 3,697,500 株（所有割合 34.32%）を所有しております。また、ツルハHDと対象者との間には資本関係はありません。																				
人 的 関 係	フジの取締役 1 名が対象者の取締役を兼務しております。また、フジの子会社の監査役 1 名が対象者の監査役を兼務しております。なお、ツルハH																				



	Dと対象者の間には人的関係はありません。
取引関係	フジと対象者との間には、不動産の賃貸借取引及び売上金集配委託等に関する取引があります。ツルハHDと対象者との間には取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	対象者は、フジの持分法適用関連会社であるため、フジの関連当事者に該当します。

## (2) 日程等

### ① 日程

取締役会決議	平成27年4月13日(月曜日)
公開買付開始公告日	平成27年4月14日(火曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	平成27年4月14日(火曜日)

### ② 届出当初の買付け等の期間

平成27年4月14日(火曜日)から平成27年5月18日(月曜日)まで(21営業日)

### ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成27年5月29日(金曜日)までとなります。

## (3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、800円

## (4) 買付け等の価格の算定根拠等

### ① 算定の基礎

公開買付者らは、平成26年12月中旬以降、三橋信也氏を代表とする本応募予定株主との間で独立当事者間の交渉を行い、本応募予定株主は、本応募予定株主それぞれが所有する対象者株式の全て(三橋信也氏が対象者株式2,125,900株(所有割合19.73%)、三橋鉄也氏が対象者株式577,700株(所有割合5.36%)、三橋ひろみ氏が対象者株式228,000株(所有割合2.12%)、三橋フジ子氏が対象者株式104,500株(所有割合0.97%)、三橋雄治氏が対象者株式40,000株(所有割合0.37%)、三橋彩子氏が対象者株式40,000株(所有割合0.37%)、三橋郁子氏が対象者株式36,500株(所有割合0.34%)を所有し、合計3,152,600株(所有割合29.26%))を1株当たり800円で売却することに合意しました。そこで、公開買付者らは第一回公開買付価格を1株当たり800円としております。

第一回公開買付価格である対象者株式1株当たり800円は、第一回公開買付けの公表日の前営業日である平成27年4月10日の対象者株式のJASDAQにおける終値570円に対して40.35%、平成27年4月10日までの直近1ヶ月の終値単純平均値567円に対して41.09%、平成27年4月10日までの直近3ヶ月の終値単純平均値574円に対して39.37%、平成27年4月10日までの直近6ヶ月の終値単純平均値558円に対して43.37%のプレミアムを加えた金額となります。

### ② 算定の経緯

(第一回公開買付価格の決定に至る経緯)

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本件両公開買付けの目的及び背景並びに本件両公開買付け後の経営方針」の「①本件両公開買付けの目的及び背景」に記載のとおり、公開買付者らは、平成26

年 10 月末、対象者の代表取締役社長である三橋信也氏に対して、対象者を公開買付者らが共同で非上場化する可能性について非公式な打診を行い、対象者との間において、公開買付者らが共同で対象者を非上場化する可能性について協議及び検討を開始いたしました。また、公開買付者らは、かかる協議及び検討と並行して、対象者を共同で非上場化する場合における両社の対象者に対する議決権保有比率について、協議及び検討を重ねていたところ、両社の対象者に対する議決権保有比率を同数とするよりも、ツルハHDの議決権保有比率をフジの議決権保有比率よりも高くし、対象者をツルハHDの連結子会社とすることで、ツルハHDの経営手法を積極的に活用しやすくなり、上記各施策をより一層効率的かつ実効的に実践することが期待でき、対象者の長期的な成長性の拡大と収益力の向上の実現、ひいては公開買付者ら及び対象者の企業価値向上に資するものであるという考えに至り、本取引後の対象者に対する議決権保有比率は、フジの議決権保有比率を 49%及びツルハHDの議決権保有比率を 51%とすることといたしました。このような経緯を経て、公開買付者らは、平成 26 年 12 月中旬、対象者に対して、対象者の非上場化並びに対象者に対するフジの議決権保有比率を 49%及びツルハHDの議決権保有比率を 51%とすることに向けた取引の正式な提案を行いました。かかる提案の後、公開買付者らは、対象者との間で、対象者の非上場化並びに対象者に対するフジの議決権保有比率を 49%及びツルハHDの議決権保有比率を 51%とすることに向けた取引の内容、方法その他の条件等について、複数回にわたり協議・交渉を進めていたところ、三橋信也氏から、公開買付者らに対して、創業家一族としての責任に鑑み、公開買付者らにおいて本取引完了までに必要となる財務負担を軽減し、本取引完了後に各社の企業価値向上に向けた各施策を積極的に実行できるようにすることは、ひいては公開買付者ら及び対象者の企業価値向上に資するものであるとの考えから、対象者の少数株主に対する買付価格より低い価格でその保有する対象者株式を売却する意向である旨の申出がなされました。当該申出を受け、公開買付者らは、平成 26 年 12 月末、対象者に対して、対象者の非上場化並びに対象者に対するフジの議決権保有比率を 49%及びツルハHDの議決権保有比率を 51%とすることに向けた取引の内容として、本件両公開買付けを含む本取引の正式な提案を行いました。その後、公開買付者らは、対象者との間で、それぞれの財務アドバイザー及び法務アドバイザーによるアドバイスを受けながら、本取引の意義・目的及び本取引後の経営方針を含め、本取引の実施の是非及び条件等について複数回にわたり協議・交渉を重ねました。また、平成 27 年 2 月中旬から 3 月中旬にかけて、公開買付者らが対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施しております。

こうした検討を経て、公開買付者らは、第一回公開買付けを実施することを平成 27 年 4 月 13 日に開催されたそれぞれの取締役会において決定いたしました。

なお、公開買付者らは、共同の財務アドバイザーとして野村證券を起用し、フジは法務アドバイザーとして TMI 総合法律事務所を、ツルハHDは法務アドバイザーとして中村浅松法律事務所をそれぞれ起用しております。他方、対象者は、財務アドバイザーとして山田 F A S、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を起用しております。また、対象者の取締役会は、平成 27 年 3 月 3 日、本件両公開買付け及びスクイズアウトを含む本取引に関する対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を担保し、意思決定の恣意性を排除する観点から、第一回公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引の実施に関して、対象者の取締役会が本意見表明決議その他の意思決定を行う場合にそれらの参考意見を徴する目的で、第三者委員会を設置いたしました。

公開買付者らは、平成 26 年 12 月中旬以降、三橋信也氏を代表とする本応募予定株主との間で独立当事者間の交渉を行い、平成 27 年 4 月 13 日、本応募予定株主は、本応募予定株主それぞれが所有する対象者株式の全て（三橋信也氏が対象者株式 2,125,900 株（所有割合 19.73%）、三橋鉄也氏が対象者株式 577,700 株（所有割合 5.36%）、三橋ひろみ氏が対象者株式 228,000 株（所有割合 2.12%）、三橋フジ子氏が対象者株式 104,500 株（所有割合 0.97%）、三橋雄治氏が対象者株式 40,000 株（所有割合 0.37%）、三橋彩子氏が対象者株式 40,000 株（所有割合 0.37%）、三橋郁子氏が対象者株式 36,500 株（所有割合 0.34%）をそれぞれ所有し、合計 3,152,600 株（所有割合 29.26%）を 1 株当たり 800 円で売却することに合意しました。そこで、公開買付者らは第一回公開買付価格を対象者株式 1 株当たり 800 円としております。

なお、第一回公開買付価格の決定にあたって、第三者の意見の聴取は行っておりません。

③ 算定機関との関係

公開買付者らのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、公開買付者ら及び対象者の関連当事者には該当せず、本件両公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,076,947 株	3,152,600 株	一株

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,152,600株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,152,600株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 第一回公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、第一回公開買付けにより公開買付者らが取得する対象者の株券等の最大数である7,076,947株としております。これは、対象者決算短信に記載された平成27年2月28日現在の発行済株式総数（10,799,500株）からフジ所有株式の数（3,697,500株）及び対象者決算短信に記載された平成27年2月28日現在の対象者が所有する自己株式数（25,053株）を控除した株式数（7,076,947株）になります。
- (注3) 単元未満株式も第一回公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 第一回公開買付けを通じて、フジ所有株式及び対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注5) 本取引を通じて、公開買付者らは、対象者の非上場化並びに対象者に対するフジの議決権保有比率を49%及びツルハHDの議決権保有比率を51%とすることを目的としていることから、応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,152,600株）以上、3,163,958株以下の場合には、応募株券等の総数の2分の1ずつ（ただし、端数が生じた場合には、フジの買付予定数についてはこれを切り上げるものとし、ツルハHDの買付予定数についてはこれを切り捨てるものとします。）をフジとツルハHDがそれぞれ買付け等を行い、応募株券等の総数が3,163,958株を超えた場合には、応募株券等の総数のうち、1,581,979株までについてはフジが買付け等を行い、それを超える数の応募株券等についてはその全てをツルハHDが買付け等を行います。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	36,975 個	(買付け等前における株券等所有割合 34.32%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	22,286 個	(買付け等前における株券等所有割合 20.68%)
買付け等後における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	107,744 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 一%)
対象者の総株主等の議決権の数	107,742 個	

- (注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第7条第1項各号に

掲げる場合に係る株券等を含み、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有する対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）も第一回公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注 2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 27 年 1 月 9 日に提出した第 49 期第 3 四半期報告書に記載された平成 26 年 8 月 31 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も第一回公開買付けの対象としているため「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数（上記四半期報告書に記載された平成 26 年 8 月 31 日現在の単元未満株式 300 株から、平成 26 年 8 月 31 日現在の対象者の所有する単元未満自己株式 53 株を控除した 247 株に係る議決権の数である 2 個）を加えて、107,744 個を分母として計算しております。

(注 3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 5,661,557,600 円

(注) 買付予定数 (7,076,947 株) に第一回公開買付価格 (800 円) を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日

平成 27 年 5 月 25 日（月曜日）

(注) 法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成 27 年 6 月 5 日（金曜日）となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト (<https://netcall.nomura.co.jp/>) にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理

人の本店又は全国各支店にご確認ください。)

#### (9) その他買付け等の条件及び方法

##### ①法第 27 条 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限 (3, 152, 600 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (3, 152, 600 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

##### ②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、第一回公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、第一回公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、フジ及びツルハHDの双方が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたのにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

##### ③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

##### ④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト (<https://netcall.nomura.co.jp/>) 上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに解除手続を行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

(その他の野村証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者らは、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者らの負担とします。

#### ⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者らは、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条の規定により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

#### ⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

#### ⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

#### ⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

#### (10) 公開買付開始公告日

平成 27 年 4 月 14 日（火）

#### (11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

#### (1) 本件両公開買付け後の方針等

本件両公開買付け後の方針等については上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本件両公開買付けの目的及び背景並びに本件両公開買付け後の経営方針」、「(7) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針」及び「(8) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

#### (2) 今後の業績への見通し

本件両公開買付けによる公開買付者らの今期業績予想に与える影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた際には、速やかに開示いたします。

### 4. その他

#### (1) 公開買付者らと対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

##### ①第一回公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、平成 27 年 4 月 13 日、決議に参加した取締役の全員一致により、第一回公開買付けに関して、賛同の意見を表明すること、第一回公開買付けの妥当性については意見を留保し、対象者の株主の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。さらに、第一回公開買付けが成立した場合には、ツルハHDが単独で公開買付者となって、第一回公開買付けに係る決済後速やかに第一回公開買付け価格よりも高い価格を買付け等の価格とする第二回公開買付けを実施する予定であることから、対象者の取締役会は平成 27 年 4 月 13 日時点においては、第二回公開買付けが実施された場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべきと考える旨を決議したとのことです。

なお、対象者におけるかかる意思決定の過程の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

##### ②公開買付者ら及び三橋信也氏との間の本公開買付応募契約の締結

平成 27 年 4 月 13 日付で締結した本公開買付応募契約において、公開買付者ら及び対象者の代表取締役社長である三橋信也氏は、第一回公開買付けにおいて、所有する対象者株式の全て 2,125,900 株（所有割合 19.73%）を応募する旨の合意をしております。詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(4) 公開買付者ら及び対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

##### ③公開買付者ら及び対象者との間の本件提携契約の締結

公開買付者ら及び対象者は、平成 27 年 4 月 13 日付で、本件提携契約を締結いたしました。  
本件提携契約に基づく合意の概要は以下のとおりです。

#### (本取引に関する合意事項)

##### ① 第一回公開買付けの実施

- イ 公開買付者らは共同して、本プレスリリース記載の内容にて、第一回公開買付けを実施する。
- ロ 対象者は、第一回公開買付けの実施に関して、第一回公開買付けに賛同し、応募推奨に係る意見を留保する旨、及び第二回公開買付けに賛同し、応募を推奨する旨の取締役会決議を行い、本件提携契約の締結日において、その旨を公表する。ただし、対象者の設置する第三者委員会が、対象者の取締役会に対し、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする意見以外の意見を答申した場合、又は同内容の決議を行うことが、対象者の各取締役又は監査役の善管注意義務違反を招来するおそれがあると合理的に認められる場合（以下

「第一回意見表明除外事由がある場合」といいます。)はこの限りでない。

- ハ 対象者は、第一回公開買付けの実施に関して、第一回意見表明除外事由がある場合を除き、第一回公開買付けに係る公開買付開始公告を行う日において、上記ロ記載の取締役会決議の内容が記載された意見表明報告書を提出する。かかる意見表明報告書は、第一回公開買付けに対する賛同意見を維持することが対象者の各取締役又は監査役の善管注意義務違反を招来するおそれがあると合理的に認められる場合を除き、第一回公開買付けの期間中、訂正又は撤回することができない。

## ② 第二回公開買付けの実施

- イ ツルハHDは、以下のとおり、本前提条件が充足されていることを前提条件として、第一回公開買付けに係る決済の完了後、実務上可能な範囲で速やかに、第二回公開買付けを実施する。

- (イ) 第一回公開買付けが成立すること。

- (ロ) 対象者について本件提携契約に規定する義務の重大な違反が存在しないこと。

- (ハ) 対象者の取締役会が、第二回公開買付けに賛同し、応募を推奨する旨の適法かつ有効な取締役会決議を行ったうえでこれを公表し、かつ、これを撤回又は変更していないこと。

- (ニ) 第二回公開買付けを制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は公的機関によるいかなる命令、処分もしくは裁判も存在していないこと。

- (ホ) 法第27条の11第1項但書に記載される事由が生じていないこと。

- (ヘ) 第二回公開買付けを開始することが客観的に不可能又は著しく困難となるような天変地異、市場環境の悪化又は法令等の改正がないこと。

- ロ 対象者は、第二回公開買付けの実施に関して、第二回公開買付けに係る公開買付開始公告を行う日の前日において、第二回公開買付けに賛同し、応募を推奨する旨の取締役会決議を行い、その旨を公表する。ただし、対象者の設置する第三者委員会が、対象者の取締役会に対し答申した意見が、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする意見以外の意見に変更され、もしくは撤回された場合、又は同内容の決議を行うことが、対象者の各取締役又は監査役の善管注意義務違反を招来するおそれがあると合理的に認められる場合(以下「第二回意見表明除外事由がある場合」といいます。)はこの限りでない。

- ハ 対象者は、第二回公開買付けの実施に関して、第二回意見表明除外事由がある場合を除き、第二回公開買付けに係る公開買付開始公告を行う日において、上記ロ記載の取締役会決議の内容が記載された意見表明報告書を提出する。かかる意見表明報告書は、第二回公開買付けに対する賛同意見を維持することが対象者の各取締役又は監査役の善管注意義務違反を招来するおそれがあると合理的に認められる場合を除き、第二回公開買付けの期間中、訂正又は撤回することができない。

- ニ 対象者は、第一回公開買付けに係る決済の完了時点以降、ツルハHDが対象者の総株主の議決権の過半数を取得するまでの間、以下の行為を行うことを決定する場合、事前に公開買付者らの書面による承諾を得なければならない。

- (イ) 定款その他重要な内部規則の変更

- (ロ) 重要な資産の取得、譲渡、担保権の設定その他の処分

- (ハ) 業務上重要な契約の締結、修正、解約、解除又は終了

- (ニ) 新株の発行又は自己株式の取得もしくは処分

- (ホ) 株式の併合、株式の分割、株式無償割当て又は新株予約権無償割当て

- (ヘ) 資本金の額の減少もしくは準備金の額の減少又は資本金の額の増加もしくは準備金の額の増加

- (ト) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、重要な事業上の譲渡又は譲受け

- (チ) 上記イ乃至トに記載するもののほか、対象者の資産、業務遂行、経営状況、財務状況又は業績予想に重大な影響を与える可能性のある行為

## ③ スクイーズアウトの実施

公開買付者ら及び対象者は、第二回公開買付けの終了後、本件両公開買付けが成立することを前提条件として、平成27年12月末日までに、スクイーズアウトを実施する。公開買付者らは、スクイー



ズアウトの実施に必要な決議を行う対象者の臨時株主総会及び種類株主総会において、スクイーズアウトの実施に係る各議案に賛成する旨の議決権を行使する。スクイーズアウトの実施に係る合意の詳細は、上記「1. 買付け等の目的等」の「(7) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

(業務提携に関する事項)

① 業務提携の内容

公開買付者ら及び対象者は、スクイーズアウトの実施後、相互の事業上のシナジー効果を最大化するため、組織・管理体制、事業展開地域及び出店政策、商品政策や物流網の構築及びカード利用に関する戦略、情報システムの統一化及び人事政策等に関する事項の検討を行う。

② 役員等の派遣

イ 公開買付者らは、第一回公開買付けに係る決済の完了時点以降、下記ロ記載のフジ及びツルハHDが指名した者が対象者の取締役役に就任するまでの間、それぞれフジが1名、ツルハHDが2名のオブザーバー（フジもしくはツルハHD又はフジもしくはツルハHDの子会社の役員又は従業員に限る。）を対象者の取締役会に出席させることができる。

ロ 公開買付者らは、スクイーズアウトの完了日以降、それぞれフジが1名、ツルハHDが2名の対象者の取締役及びツルハHDが1名の対象者の監査役を指名することができる。フジ及びツルハHDがそれぞれ指名した取締役又は監査役が辞任又は退任した場合、公開買付者らは新たに同数の取締役又は監査役を指名することができる。

③ 議決権保有比率の維持

公開買付者ら及び対象者は、スクイーズアウトの完了日以降、速やかに、公開買付者らが適用法令の許容する範囲内で別途協議の上定める方法により、フジ及びツルハHDの議決権保有比率を49:51とするために必要な措置を行う。

④ 対象者株式の処分の禁止

公開買付者らは、それぞれが所有する対象者の株式を第三者に対して譲渡、担保差し入れその他の一切の処分を行うことができない。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成27年4月13日に「平成27年2月期決算短信〔日本基準〕（非連結）」を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者らはその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

① 損益の状況

決算年月	平成27年2月期
売上高	54,568百万円
売上原価	39,812百万円
販売費及び一般管理費	13,546百万円
営業外収益	780百万円
営業外費用	560百万円
当期純利益	763百万円

② 1株当たりの状況

決算年月	平成27年2月期
1株当たり当期純利益	70.85円
1株当たり配当額	8.00円
1株当たり純資産額	461.44円

以上

**【勧誘規制】**

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

**【将来予測】**

このプレスリリースには、株式会社レデイ薬局株式を取得した場合における、公開買付者らの経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

この情報には公開買付者ら、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者らの現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者らは、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

**【米国規制】**

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者らに対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

**【その他の国】**

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。